愛媛県内の状況

【 R3.11.25 9時現在 】

<封じ込め・終了事例>

事 例	公表日	検査数	陰 性	陽性	関係者 調査	PCR 検査	健康観察
対処事例①:1736事例 ※欠番:30事例		39,611	34,204	5,407	•	•	•
松山市保健所:1事例 (1761事例目)		5	4	1	•	•	•

<囲い込み事例>

対処事例②:1事例	52	51	1	•	•	0
松山市保健所:1事例 (1764事例目)	132	131	1	•	•	0

<調査中事例>

交	†処事例③: O事例					0	0	0
	新規 計	11/25	(2) 2	0	(2) 2	0	0	0
上記	PCR検査		66,924	66,924		_	_	
以外	抗原検査		58,968	58,968				
	合 計		(2)	(0)	(2)	衛生環境研究	究所等の検査	0 件
	П		165,694	160,282	5,412	かかりつけ	医等の検査	2 件
診療	診療・検査医療機関での検査数 (金曜日に1週間の合計を計上)		前週 1日平均	240件				

【凡例】●:接触者特定済、検査完了、健康観察終了 〇:接触者特定中、検査中、 健康観察中

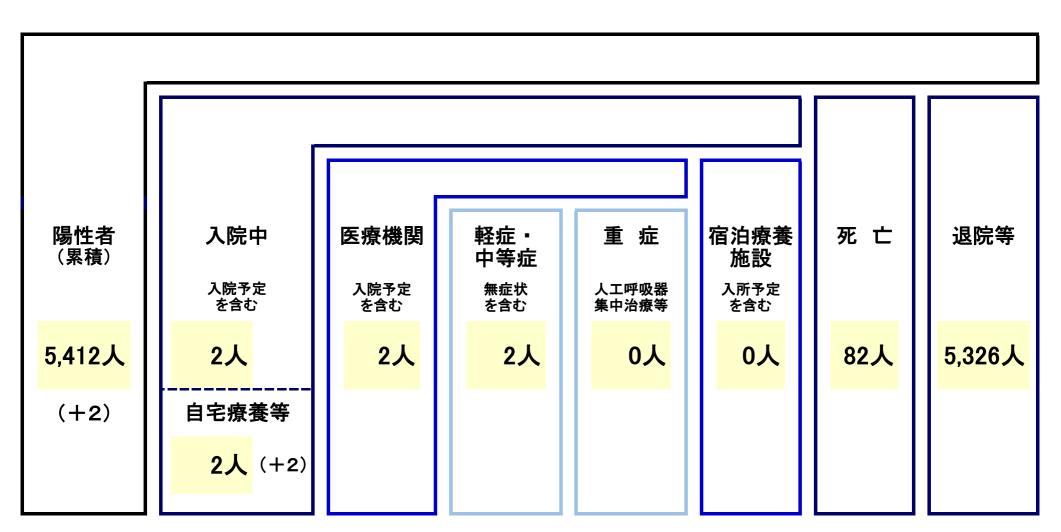
◆ゲノム解析結果(R3.3.1以降実施分)

アルファ株 (N501Y変異)	デルタ株 (L452R変異)	その他	合計
144	263	0	407

[※]上記の()内の検査数は、対応中の事例に関して昨日実施した検査並びに衛生環境研究所及び地域外来・検査センターで実施した検査の件数です。

県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

令和3年11月25日 9時現在



検 査 実 績 (管轄保健所別)

【R3.10.31現在】

保健所	市町	管内人口 (R元.10.1)	検査件数	陰 性	陽性	陽性率
四国中央	四国中央市	83,630	5,679	5,416	263	4.6%
西条	新居浜市、西条市	221,412	18,190	17,274	916	5.0%
今 治	今治市、上島町	158,547	15,687	15,256	431	2.7%
中予	伊予市、東温市、久万高原町、 松前町、砥部町	127,763	10,141	9,784	357	3.5%
八幡浜	八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	133,353	11,167	11,006	161	1.4%
宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	104,966	9,646	9,428	218	2.3%
松山市	松山市	509,139	63,532	60,543	2,989	4.7%
	合 計		134,042	128,707	5,335	4.0%

一斉検査	実施時期	検査件数	陰 性	陽性	陽性率
臨時PCR検査センター	3/30~4/9 8/10~13 8/24~26 10/6~8	6,588	6,563	25	0.4%
繁華街モニタリングキット配布ステーション	①5/24~28 ②6/14~18 ③7/29~30 ④9/13~16 ⑤10/8~13	1,898	1,896	2	0.1%
高齢者施設一斉検査	4/15~6/1 8/31~9/7	18,885	18,865	20	0.1%

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期 ~特別警戒期間~

感染対策期

「感染縮小期」

10月20日(水)~

感染回避行動の徹底を日常化し 社会経済活動を展開

「感染縮小期」の協力依頼内容等①

①県民への協力依頼

- ➤ 県外往来には十分注意(継続)
 - ○訪問先の知事の要請内容や訪問先エリア(市区町村)の 感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
 - ○感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
 - ○感染が増加傾向にある地域の訪問は、特に注意

【感染が増加傾向にある地域】 ◇新規陽性者数が人口10万人あたり週15人以上の地域

- ➤ 会食注意(継続)
 - ①感染リスクの高い行動のない人と、大人数を避けて
 - ②長時間を避けて
 - ③感染対策が徹底されているお店で
 - 4大声を出さない、羽目を外さない
 - ⑤少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
 - ⑥参加者全員の連絡先を把握

「感染縮小期」の協力依頼内容等②

①県民への協力依頼

- ➤ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が予想される催しには 参加しない(継続)
- → 特に活動的な20代、30代の皆さん 密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を (継続)
- → 会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先を把握 (継続)

【第5波の感染事例】

- 〇マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 〇長時間にわたるグループでの パーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

「感染縮小期」の協力依頼内容等③

②事業者への協力依頼

- - 【11/25~変更】協力依頼 ⇒ <u>法要請(特措法第24条9項)</u>
- ➤ 職場内の感染防止対策の徹底(継続)
- ➤ 大規模商業施設等の入場整理・誘導等(継続)

③飲食店への協力依頼

→ 不特定多数を集め混雑が想定される催しの開催自粛(継続)

「感染縮小期」の協力依頼内容等4

④イベント制限(法要請)

- ➤ イベント等の開催制限(変更)
 - 【11/25~変更】協力依頼 ⇒ <u>法要請(特措法第24条9項)</u>
- 人数上限:5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
- ・収容率:大声なし100%以内、大声あり50%以内 (感染防止策チェックリストを作成・公表すること)
- ※<u>ただし、5,000人超かつ収容率50%超で、感染防止安全計画</u> を策定する場合(県が計画を確認)
- ・人数上限は収容定員まで、収容率100%(大声なし)まで可

⑤福祉施設の面会

→ 一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、 施設長の判断のもとで実施(継続)

「感染縮小期」の協力依頼内容等⑤

⑥学校活動(県立学校)

【教育活動全般】

- ▶ 身体接触を伴う活動等は注意して実施(継続)
- ➤ 校外交流
 - 〇県内交流は注意して実施(継続)
 - ○県外交流は厳選して実施 ⇒ 注意して実施(継続)

【部活動】

- ➤ 他校との練習試合や合同練習は注意して実施(継続)
- ⇒ 学生(大学や専門学校等)の感染リスクに注意(継続)
 - ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会う アルバイト(飲食店等)

「感染縮小期」の協力依頼内容等⑥

⑦県管理施設

- 集客施設は、感染防止対策を徹底(継続)
- → 貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に予約を受付
 (継続)

⑧経済面の対応

- ➤ 県内宿泊旅行割引の実施
 - •対象期間:10月26日(火)~12月31日(金)まで
 - •発行規模:3万人泊+5万人泊(追加発行)
 - ▶予約開始:10月25日(月)~
- > 「まじめし」利用促進キャンペーンの実施
 - •実施期間:11月1日(月)~令和4年1月31日(月)まで
 - ・参加店舗:県下の飲食店
 - •実施内容: •その場で県産品等が当たるデジタルくじ
 - •店舗・料理の「まじめ」を発信するWEBコンテンツ公開」

4つのポイント

① 感染回避行動の継続徹底

(感染防止の基本)

② 体調異変時は休んで受診

(職場・学校への感染拡大阻止)

③ 県外との往来は十分注意

(訪問先の感染動向を事前に確認)

④ 会食はルールを守って実施

(飲食店・会食クラスターの阻止)

「感染縮小期」の協力依頼内容等①

	- 1015 4: H B 1431 - F 1337 - F	
項目	10月20日~11月24日	11月25日~
対策期間	10/20 (水) \sim 11/24 (水)	11/25 (木) ~
期間名称	「感染縮小期」	継続
県外往来 ・ 県内行動 等	 (協力依頼) ・県外往来には十分注意 ・会食の注意(感染リスクの高い行動のない人と、大人数、長時間を避けて) ・飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・会食や趣味の集まりなど行う場合は、参加者全員の連絡先を把握 ・感染回避行動の徹底 ・「5つの場面」の注意 	継続
20代、 30代	密にならないように感染防止対策を徹底し、 慎重に行動を	継続
事業活動	(協力依頼) ・ <u>業種別ガイドラインの徹底</u> ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の	(法要請)・業種別ガイドラインの遵守(協力依頼)・職場内での徹底した感染防止対策の実行・大規模集客施設での徹底した感染対策の

実行(入場整理・誘導等)

・地下食品売り場やフードコート等の感染対策ೖ

実行(入場整理・誘導等)

・地下食品売り場やフードコート等の感染対策

「感染縮小期」の協力依頼内容等②

項目	10月20日~11月24日	11月25日~
飲食店	(協力依頼)《県下全域》 ・不特定多数を集め、混雑が想定される 催しの開催自粛 例:周年・記念イベント、大規模パーティー等	継続
面会制限	・福祉施設の面会 (面会は一律に制限するのではなく、 施設長の判断で実施)	継続
か 小等 開催制限	(協力依頼) 《県下全域》 ・業種別ガイドラインの遵守 ・人数上限:5,000人以下又は収容定員 50%以内のいずれか大きい方 ・屋内収容率:声なし100%、声あり50%	(法要請) 《県下全域》 (11/25~) ・業種別ガイドラインの遵守 ・人数上限:5,000人以下又は収容定員 50%以内のいずれか大きい方 ・屋内収容率:声なし100%、声あり50% (感染防止策チェックリストを作成・公表) ※ただし、5,000人超かつ収容率50%超で、 感染防止安全計画を策定する場合 ・人数上限:収容定員、収容率:100%
学校活動 の制限等	《教育活動全般》 ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流は県内外とも注意して実施 《部活動》 ・他校との練習試合や合同練習は注意して 実施 ・公式大会等は主催者が定めるルールや制 限を厳守して参加	継続 10

「感染縮小期」の協力依頼内容等③

項目	10月20日~11月24日	11月25日~
学生の 注意喚起	《大学・専門学校等》 ・学生の感染リスクに注意	継続
県主催 イベント	・県主催の集客イベントは感染防止対策を 徹底の上、開催	継続
県管理 施設	・集客施設は感染防止対策を徹底して開館・施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可	継続
その他	・ 県内宿泊旅行代金割引の実施 ・「まじめし」利用促進キャンペーンの実施	継続

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

- ○県外往来には十分注意【継続】
 - ⇒ 訪問先の知事が要請する内容や訪問先エリア(市区町村)の感染状況を 必ず確認し、現地の注意事項に従う
 - ≫ 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
 - ➢ 感染が増加傾向にある地域の訪問は、特に注意 【感染が増加傾向にある地域】
 - ◇新規陽性者数が人口10万人あたり週15人以上の地域
 - ⇒ 県外への出張は、ウェブの活用などで代替。
 - ▶ 帰県後2週間は体調管理に留意し、訪問先で感染リスクの高い行動をした方は、 会食参加は自粛するなど、感染回避行動を徹底

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

- ○会食の注意【継続】
 - ①感染リスクの高い行動のない人と(参加者の2週間以内の行動歴を確認)
 - ②大人数、長時間を避けて
 - ③少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
 - ④感染防止対策が徹底されている店を利用
 - ※飲食店を選ぶ際のポイント:座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底
 - ⑤大声を出さない、羽目を外さない
 - ➤ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
 - ⑥参加者全員の連絡先を把握
- ○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない 【継続】
- ○会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先を把握

【第5波の感染事例】

【継続】

- ○マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- ○長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

【県民の皆さんへの協力依頼】

○感染回避行動の徹底【継続】

- インフルエンザ流行期と重なることから、 一層の徹底を!
- ▶体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、 受診
- ➤家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す
- ▶基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用(鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし)、手指消毒は極めて有効]

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意 【継続】

- ※「5つの場面」
 - ①飲酒を伴う懇親会等
 - ③マスクなしでの会話
 - ⑤居場所の切り替わり

- ②大人数や長時間におよぶ飲食
- ④狭い空間での共同生活

◇特に活動的な20代、30代の皆さん【継続】

密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を

- 【第5波の感染事例】
 - ○マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
 - ○長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○<u>業種別ガイドラインの遵守</u>【変更】【11/25~変更】協力依頼 ⇒ 法要請 (特措法第24条 9 項)

○徹底した感染防止対策の実行【継続】

- **➢ テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進**
- → 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大 防止対策の徹底(こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底)
- ➤ 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- ➤ 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

【事業者の皆さんへの協力依頼】

- ○飲食店や商業施設、イベント等の徹底した感染対策の実行
 - (業務の特性等を踏まえて)【継続】
 - ▶ 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
 - → 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
 - ⇒ 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
 - ➤ 従業員への検査勧奨
 - ➤ 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
 - ➤ 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
 - ➤ マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場も含む)
- ○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛

【継続】 ※例:周年・記念イベント、大規模パーティー等

【福祉施設】

- ○面会は一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、 施設長の判断のもとで実施 【継続】
 - ➤ 施設の特性を踏まえ、利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
 - ➤ 面会時は適切な感染予防策を実施(面会スペースの設置など)

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請(イベント等)】

【**11/25~変更】協力依頼 ⇒ 法要請** (特措法第24条 9 項)

- ○業種別ガイドラインの遵守【継続】
- ○イベント等の開催制限【変更】

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	<u>ただし、</u> <u>感染防止安全計画を策定する場合</u> <u>(5,000人超かつ収容率50%超)</u>			
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで			
収容率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 大声あり: 大声(観客等が、①通常よりも大きな声量で、② 反復・継続的に声を発すること)を積極的に推奨 する又は必要な対策を十分に施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)			
条件	○「感染防止策チェックリスト」を作成し、 公表(原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能な かたちでの公表)するとともに、イベント終了 日から1年間保管する ○問題が発生(クラスター発生、感染防止策の 不徹底等)した場合は、「イベント結果報告 書」を県に提出する	○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催 2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果 報告書」を県に提出する(ただし、問題が発生 (クラスター発生、感染防止策の不徹底等)し た場合は、直ちに提出する)			
✓ 主催者	全主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。18				

学校活動(県立学校)の制限等(詳細)

○教育活動全般【継続】

- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
- ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施
- ・校外交流のうち、県外交流は注意して実施

○部活動【継続】

- ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施
- ・公式大会等は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加

◇学生(大学や専門学校等)の感染リスクに注意【継続】

・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト(飲食店等)

県管理施設・県主催イベントの取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

- ○集客施設
 - > 県管理施設は感染防止対策を徹底して開館【継続】

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖

○貸館利用

- ➤ 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に「利用を許可」【継続】
 - ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
 - ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
 - ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

【県主催の集客イベント関係】

○感染防止対策を徹底のうえ開催【継続】

感染拡大を防ぎながら経済活動を応援

「県内宿泊旅行代金割引」【県民限定】

- 10月末から、県内宿泊旅行代金割引を実施
- 対象期間は <u>12月末までの約2か月間</u>
- <u>割引適用日に制限なし(金、土、祝前日も対象)</u>

区分	内容
対象者	県民限定
取扱い	県内旅行会社窓口
対象期間	令和3年10月26日(火)~12月31日(金)
5,000円割引 【みきゃん割】	条 件:1人泊6,000円以上 発行数:2万人泊+4万人泊(追加発行) クーポン券発行【えひめぐりクーポン】 (上限2,000円、一定の条件あり)
2,500円割引 【こみきゃん割】	条 件:1人泊3,000円以上6,000円未満 発行数:1万人泊+1万人泊(追加発行) クーポン券発行【えひめぐりクーポン】 (上限2,000円、一定の条件あり)
割引適用日	制限なし(金、土、祝前日泊も対象)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、発行を停止。

感染拡大を防ぎながら経済活動を応援

「まじめし」利用促進キャンペーン

- ○11月1日(月)から、県下の飲食店で実施
- ○利用者が、その場で抽選できる県産品等が当たるデジタルくじ実施
- ○対象店舗は、「まじめし」サイトに掲載
- ■キャッチコピー **まじうまっつ! まじめし!!** ~美味しい愛媛、見ぃーつけた!~
- ■キャンペーン期間 令和3年11月1日(月)~令和4年1月31日(月)
- ■参加店舗 **県下の飲食店**(スタート時205店、最終350店予定)
- ■内 容
 - ○**店舗利用者に、県産品等が当たるデジタルくじを実施**(その場で抽選結果判明)
 - ○「まじめ」につながる、店舗や料理の「こだわり」、「技術」、「人」 を発信するWEBコンテンツを公開し、公式サイトやSNSでPRを実施
- 施(その場で抽選結果判明) 「技術」、「人」 やSNSでPRを実施

愛顔の安心飲食店認証制度

1 目 的

- ○県民等が新型コロナ感染症に対して**安心して利用できる飲食店を県が認証**
- ○県が認証店を積極的にPRすることで、感染予防の裾野拡大と経済活動を両立

対 象

- ・県内に所在する飲食店(食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋、バー等)
- ・県の指導や業界団体のガイドライン等を遵守し、自ら予防に取り組む店舗

認証基準

- ・県の指導項目や業界団体のガイドライン全ての項目を適用
- ・県作成のチェックリスト全項目について適切な対策を実施

2 認証手続

STEP①	STEP2	STEP3
<u>申請書類の提出</u> ・申請書、チェックリスト等	県の実地調査 ・現場確認や指導(不備、要改善 の場合、専門家からアドバイス)	<u>認証書等の交付</u> ・認証書、認証ステッカー(QR コード付き)

- ○認証後、随時訪問し、状況確認や改善ポイント等を助言
- ○認証店舗を県HP等で積極的にPRするとともに、優良事例を紹介
- ○感染対策マネジメントリーダーを設置した認証店には、感染対策強化費用5万円を支給

3 認証店への優遇措置

- ○時短要請等を行う場合、認証店に限り、<mark>営業時間や酒類提供時間繰り下げ等</mark> <u>の差別化を検討</u>
- ○国において、認証店利用キャンペーンなどの<u>インセンティブ付与の可能性も</u>